年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

山口厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成 18年9月、同年11月、同年12月、19年4月及び同年7月を30万円に訂正 することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履 行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月7日から20年11月1日まで

私は、平成8年10月7日からA社でB職として勤務していたが、申立期間について、実際に支給されていた給与額より低い標準報酬月額が記録されている。

A社は、給与から宿泊費を実費弁償分として控除した金額を報酬月額として社会保険事務所(当時)に届けているとのことだが、実際に宿泊していないにもかかわらず、宿泊費という名目で支払われており、同社が支給していた宿泊費は実費弁償ではなかった。

宿泊費は報酬として支払われているので、実態を調査の上、私の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、給与と一緒に支給されている宿泊費は標準報酬月額に含まれるべきだと申し立てているが、厚生年金保険法の規定において、標準報酬月額には出張旅費など実費弁償的な支給は含まないとされているところ、申立事業所の事業主は、標準報酬月額算定の基礎となる報酬月額の届出について、「給与と一緒に宿泊費を支給しているが、宿泊費は当社で定めている旅費規程に基づき支給する実費弁償であり、報酬月額に含まれないことから、給与支給総額から宿泊費を控除した金額で社会保険事務所に届け出ている。」と回答しており、平成9年度から 18 年度までの健康保険厚

生年金保険被保険者標準報酬決定通知書並びに 19 年度及び 20 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主が届け出た申立人の報酬月額は、いずれも給与支給総額から宿泊費が控除された金額であり、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録から申立事業所に係る申立期間当時の被保険者記録が確認できる申立人と同職種であったとする複数の同僚の標準報酬月額を検証したところ、申立人と同様に給与支給総額から宿泊費が控除された金額が届け出られていることが確認できることから、申立人の報酬月額の取扱いについて不合理な点は見受けられない。

2 一方、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年9月、同年11月、同年12月、19年4月及び同年7月の標準報酬月額については、オンライン記録では28万円とされているところ、申立人から提出された給与支給明細書及び事業主が保管する申立人に係る賃金台帳から確認できる報酬月額又は保険料控除額より、30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、前述の標準報酬決定通知書等により、事業主は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 他方、申立期間のうち、平成8年10月、同年11月、9年1月から10年5月までの期間、同年7月から11年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、12年1月から18年8月までの期間、同年10月、19年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年6月及び同年8月から20年10月までの期間については、給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち、平成8年12月、10年6月、11年8月及び同年12月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主も、「資料は無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答しており、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

このほか、当該二つの期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該二つの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から44年1月21日まで 私は、平成18年に年金裁定請求に行き、そのときに、社会保険事務所 (当時)から申立期間に係る脱退手当金は支給済みとの説明を受けた。そ れに対し、私は、脱退手当金を受給していないと言ったが認めてもらえな かった。しかし、受給した記憶も無いし、厚生年金保険を脱退する意思も 無かったので、ずっと気にかかっていた。

今回、日本年金機構から脱退手当金受給の確認はがきを受け取ったので、 申し立てることとした。詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和45年1月12日に支給決定されたこととなっている上、申立人が勤務したとするA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格(当時、女性は被保険者期間2年以上)のある40人中、脱退手当金の受給記録のある者は9人と少なく、申立人と同時期に勤務した複数の同僚は、「事業所による脱退手当金の説明や代理請求は行われていなかった。」と回答していることから判断すると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、この期間は申立人が初めて就職した被保険者期間であり、勤務状況等に関する記憶も具体的であることから、申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山口厚生年金 事案 1063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月3日から40年1月21日まで

② 昭和40年1月4日から40年4月21日まで

③ 昭和41年6月1日から45年4月1日まで

私は、日本年金機構から送付された脱退手当金受給の確認はがきにより、 脱退手当金が支給されていたことを初めて知った。

私は、昭和45年4月の婚姻を契機に申立期間③において勤務していた事業所を退職し、国民年金に任意加入したのに、約1年後の46年3月19日に脱退手当金が支給されたと記録されているのは不自然である上、脱退手当金を請求して受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和46年3月19日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、これら4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓となっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 45

年4月*日に婚姻し、改姓しており、申立期間の脱退手当金が、婚姻日から約1年後に支給決定されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、昭和36年に通算年金制度が創設されているところ、申立人は脱退 手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加 入し国民年金保険料を納付していることから、申立人がその当時、脱退手当 金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山口厚生年金 事案 1064 (事案 825 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から28年11月30日まで 私の父は、申立期間はA社B支社のC部で勤務したと聞いている。

前回の申立てでは訂正不要となったが、私の父の性格からして紹介を受けた職場を1年で辞める人ではない。D氏(昭和 28 年にA社の社長に就任)の直属の部下であったとも私の父から聞いており、昭和 22 年以降もA社に厚生年金保険の被保険者記録があるはずである。当時私の父は事務職だったはずで、C部以外の部署に転勤していたかもしれない。今回、D氏の写真とA社の歴史のコピーを新たな資料として提出するので、再度調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立人はA社B支社で勤務していたと主張しているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述によっても申立人の申立期間におけるA社での勤務実態を確認することができない上、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の子は、申立人から申立期間当時D氏の直属の部下であったと生前聞いていたとして、D氏の写真(A社社長室での執務中のもの)及び「A社の略史」の写しを新たな資料としているところ、前回の申立てに係る調査により、申立人がD氏と当時面識があったことは既にうかがえるものの、

これらの資料をもって申立人の申立期間における勤務実態や保険料控除を推認することはできないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、D氏に関する書籍によると、D氏は戦後の公職追放令により、昭和 22 年1月*日から追放令が解かれる 27 年1月までは、A社に籍が無かったことが確認できる。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。